

夏期休暇中の注意事項について

夏期休暇は、8月5日（土）から9月13日（水）となります。長期休暇中は気が緩み思わぬ事故やトラブルに巻き込まれることがあります。次の事項に十分留意して、健康かつ安全に過ごし、有意義な休暇にしてください。

1. 法令等遵守について

1) 飲酒のマナー

暑い最中の過度な飲酒や一気に飲み、飲酒の強要などは健康に悪影響を及ぼすだけでなく、急性アルコール中毒を引き起こす可能性を高めます。急性アルコール中毒での死亡例もありますので、疑いがある場合は迷わずに救急車を呼んでください。また20歳未満の飲酒は法律で禁じられており、本学では懲戒処分の対象となります。20歳未満の人に飲酒を勧めたり強要するのは絶対にやめましょう。もし勧められてもきちんと断ることが大切です。さらに飲酒運転（自転車・電動キックボードも含む）は違法ですので決してしないでください。飲酒の強要や飲酒運転をしようとしている人には勇気をもって注意しましょう。

2) 交通ルール・マナー

自転車、バイク、自動車を運転する際には、交通ルール・マナーを遵守し、事故等を起こしたり、巻き込まれたりしないように交通安全を心がけてください。万が一、事故を起こした、または事故に遭った場合は速やかに警察へ届け出てください。自転車・バイクの違法駐輪、車の違法駐車は、周りの方の迷惑になるため、絶対にしないでください。

また2023年7月1日から特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に係る改正道路交通法等に関する規定が施行されました。特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボード等の運転者が守るべき交通ルールを正しく理解・遵守し、安全に運転しましょう。

※特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボードの要件

- ① 前照灯、警音器、尾灯・制動灯、方向指示器他、保安基準を満たし、特定原付性能等確認済シールの貼付があること
- ② 保険に加入（自動車損害賠償責任保険または責任共済に加入）
- ③ ナンバープレートの取得

3) 違法薬物

大麻や MDMA、危険ドラッグの薬物使用は、使用者の身体、生命に危害を及ぼすのみならず、友人や家族を失うなど、想像もつかない程大きな影響を及ぼします。興味本位で大事な一生を棒に振ることのないよう薬物の誘いは、きっぱりと断る勇気を持ち、薬物などには決して関わらないようにしてください。

4) 特殊詐欺等

特殊詐欺とは、電話やメールを使って対面することなく被害者をだまし、お金を振り込ませたり、被害者の自宅や待ち合わせ場所で被害者からお金をだまし取る犯罪です。「お金を下ろすだけ、現金を受け取るだけ」の簡単なバイトとの誤解から受け子や出し子にされ、犯罪（詐欺）で検挙される学生が全国で増えています。安易な誘いには十分気を付けてください。

5) 悪質商法

若者を狙った悪質商法によるトラブルも増加しています。最近では、高額なプリペイドギフトカード(Google Play カードなど)を、学生に購入させるという手口の詐欺が確認されています。手口としては、「パソコンのウイルス対策のサポートのために必要」あるいは「先生の代理で買ってほしい」といった理由で高額なカードを購入させ、コード No. を連絡させる手法等です。

マルチ商法、ネットワークビジネス、デート商法、資格商法等は一例ですので、日頃から自分の身は自分で守るという意識を持ち、悪質商法に注意してください。

6) SNS の利用

SNS でのトラブルが急増しています。SNS は簡単に情報を共有できますが、個人情報、他人の誹謗中傷、悪ふざけの投稿が知らぬ間に拡散するなど、使用方法を誤ると思わぬ事態に陥ります。自分以外の写真や動画、名前等の情報を無断で掲載することにより、プライバシー権を侵害することになりかねません。不用意に掲載することは絶対に止めましょう。

SNS の特性を十分に理解した上で有効に利用してください。

2. 熱中症対策について

猛暑が続いており、例年この時期は熱中症による救急搬送者数が増加します。各自①水分をこまめにとる、②塩分をほどよくとる、③睡眠環境を快適に保つ、日差しを避けるなど予防に努め、大きな事故につながらないように注意してください。

また感染予防のためにマスクを着用する場合は、強い負荷の作業や運動は避け、マスクを一時的にはずして休憩することも必要ですので、注意しましょう。

3. アルバイトについて

「闇バイト」と呼ばれている犯罪行為に加担することや、その他違法となるアルバイト(1. 客引き行為、2. 勧誘行為、3. 客待ち行為、4. 左記1~3をさせる行為)には十分に気を付けてください。客引き行為等は条例によって禁止されており、違反した場合は罰則があり、氏名等が公表されることもあります。

4. ボランティアへの参加について

ボランティアに参加する場合は、必ずボランティア保険に加入し、基本的な感染症対策を講じた上で活動してください。

5. カルト宗教による勧誘について

相手の身分や真の活動内容を明かすことなく、勧誘行為を行うカルト集団が全国の大学キャンパスや街頭などで問題となっています。「ボランティア活動に参加しませんか?」と声をかけられ、アンケートに答えているうちに住所や電話番号を安易に答えてしまい、行事等にやむなく参加し洗脳されてしまうといったケースがあります。本学でも通学途中に声をかけられるといった事が報告されています。

被害に遭わないためには、気軽に氏名、電話番号等の個人情報は漏らさず、また署名を求められる等、少しでも怪しいと感じたらはっきりと断りましょう。

万が一、自分や友人が勧誘を受けた場合は、必ず学生部に連絡、又は相談してください。

6. 海外渡航について

休暇中に留学・研修・旅行等で海外へ渡航する場合は、必ず以下の注意事項を確認し、安全には十分注意のうえ、渡航してください。また、本学所定のプログラムで渡航する場合は、海外リスク管理制度 OSSMA カードおよび指定の海外旅行保険加入者証を常に携帯し、それぞれのガイドブックを熟読してください。

- (1) 外務省へ渡航の届出をおこなうこと
- (2) 3ヶ月未満の場合は「たびレジ」外務省海外旅行登録に登録すること
【<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>】
- (3) 3ヶ月以上滞在の場合は「在留届」を提出すること
【<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>】
- (4) 海外旅行保険に加入すること
- (5) 外務省海外安全ホームページで渡航地域の情報を確認すること
PC版 【<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>】
アプリ版 【http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html】
- (6) 渡航先の日本大使館・総領事館の所在地を確認しておくこと
【<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>】